

掛川市訓令甲第3号

掛川市臨時職員等の任用等に関する規程（平成17年掛川市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月1日

掛川市長 松井三郎

別表第3中

一般事務	2年以上	142,800円	890円	を
	2年未満	134,000円	830円	

」

一般事務	2年以上	142,800円	890円	に改める。
	2年未満	134,000円	840円	

」

附 則

- 1 この訓令甲は、平成29年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の掛川市臨時職員等の任用等に関する規程の規定は、施行日以後に係る賃金について適用し、施行日前に係る賃金については、なお従前の例による。